



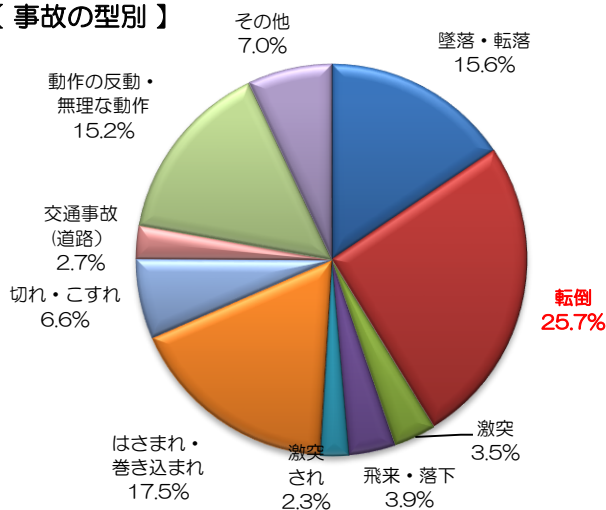
令和元年(平成31年)の労働災害発生状況(速報値)

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成29年 全期	平成30年 全期	平成30年 1月~12月	令和元年 1月~12月	前年同月増減	
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	増減数	増減率
全産業		294(0)	284(4)	268(4)	257(0)	-11	-4.1%
製造業		73	78	74	61	-13	-17.6%
建設業		30	34(3)	33(3)	35	+2	6.1%
土木工事業		11	14(1)	14(1)	13	-1	-7.1%
建築工事業		16	14	13	17	+4	30.8%
その他建設業			6(2)	6(2)	5	-1	-16.7%
陸上貨物運送事業		49	35	33	38	+5	15.2%
林業		8	7(1)	7(1)	2	-5	-71.4%
小売業		28	26	21	34	+13	61.9%
社会福祉施設		24	36	35	28	-7	-20.0%

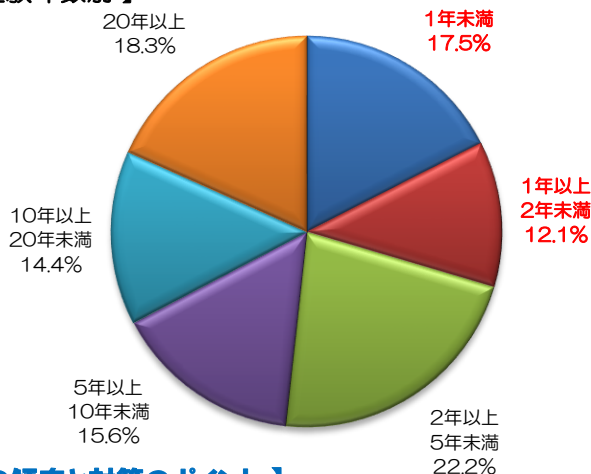
※ 災害件数は毎年1月から12月までに発生した休業4日以上の死傷災害について、労働者死傷報告を基に集計し、翌年の3月末日までの提出分をもって確定させます。

災害分析 平成31年1月~令和元年12月末(速報値)

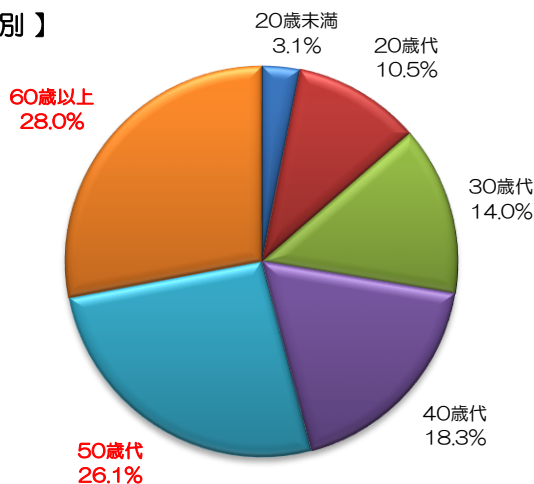
【事故の型別】



【経験年数別】



【年齢別】



【災害の傾向と対策のポイント】

【事故の型別】

全体の4分の1以上を転倒災害が占めています。作業場所を整理・整頓するとともに段差等の転倒リスクの解消、見える化を図り、転倒災害防止に努めましょう。

【経験年数別】

経験の浅い労働者の災害が目立つ一方で、各階層においても災害が発生しています。新規採用時の教育を徹底するとともに、経験期間に応じ定期的な再教育を行うこと等により災害防止に努めましょう。

【年齢別】

50歳以上の高齢労働者の災害が半数以上を占めています。高齢労働者の安全と健康確保のための手引き「エイジアクシオン100」を参考に、高齢労働者に配慮した職場づくりに努めましょう。

冬季転倒災害防止について ～STOP！転倒災害～

転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、昨年の災害も約半数が1月から3月の冬期間に集中しています。

大崎地域においても先日、今シーズンの初積雪がありました。積雪後は、昼間に溶けた雪が夜間凍結し、帰宅時や出勤時に駐車場内での転倒災害が多発する傾向にありますので、作業場所と合わせ駐車場の雪かき、凍結防止剤の散布等、転倒災害防止に努めてください。

対策のポイント

- ✓ 会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップ等を作成し関係者に周知しましょう。
 - ✓ 屋外の階段、スロープ、屋外通路、駐車場までの経路等は特に危険ですので、以下の措置を
 - ① 降雪後は常に除雪し、積雪・凍結状態とならないよう努めましょう。
 - ② 凍結が予想される場所は事前に凍結防止剤を散布しましょう。
 - ③ 通路や出入口等で凍結しやすい場所は、凍結防止機能付きマットを敷く等の対策を講じましょう。
 - ✓ 出退勤時の履物について、滑りにくい（滑り止めの付いた）履物や、脱着式の滑り止め具の着用を推奨しましょう。
 - ✓ マンホール、側溝の蓋などの金属製の物の上は、積雪で滑りやすくなるので注意しましょう。
 - ✓ 冬期間の転倒災害防止について、労働者に対し、上記を踏まえた安全教育を適宜実施しましょう。
- ※詳しくは、[監督署だより令和元年12月号をご覧ください。](#)

移動式クレーン使用時の安全確保対策徹底のお願い！

新聞等でご覧になった方も多いと思いますが、昨年12月、塩釜の建設現場において移動式クレーンが転倒し、1人が死亡5人が重軽傷を負う重大災害が発生しました。詳細については仙台労働基準監督署において調査中ですが、以下のポイントに留意し、移動式クレーンによる災害防止を徹底してください。

対策のポイント

- ① 転倒するおそれのある荷重をかけて作業を行わない。移動式クレーンにある過負荷防止装置の自動停止機能を解除しない。
- ② 作業時にはアウトリガーを最大に張り出すことを基本とし、困難な場合であっても適正な張出幅を確保する。また、十分な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設し、その上にアウトリガーを設置する。
- ③ 事前に移動式クレーンの種類に応じた転倒防止方法を検討し、作業開始前にその検討結果を踏まえ、荷と移動式クレーンの位置関係、安全作業手順等を関係者で確認する。
- ④ 元方事業者は、移動式クレーンの配置や転倒防止対策や配置に係る計画を作成し、その計画に基づき転倒防止措置を講じるよう、関係請負人及びその労働者に必要な指導を行う。
- ⑤ 強風時（10分間の平均風速が10m/sec以上）には作業を中止するとともに、強風により移動式クレーンが転倒するおそれがあるときはジブを固定する等の措置を講ずる。なお、風の状態を把握するため、現場に風速計や吹き流し等を設置し、常時観察する。
- ⑥ 移動式クレーンの運転者に対し、定期かつ継続して安全衛生教育を行う等により安全作業の定着を図らせる。

※1月31日まで「令和元年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開中です。各事業場においては、労使一丸となった安全管理活動を展開し、労働災害の防止に努めてください。

二次健康診断等給付制度をご活用ください



二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112